

平成21年7月21日

全国銀行協会

平成22年度税制改正要望の骨子

1. 金融・資本市場の競争力強化と国際的な取引の推進のために

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

- 金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- 納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が対応可能な、実効性の高い制度とすること。
- 少額の上場株式等投資のための非課税措置については、投資家の利便性および金融機関の実務負担等に配慮すること。

(2) 非居住者等に対する利子等の非課税措置の拡充

- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等の非課税措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成22年3月末）を延長すること。
- 非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子について非課税措置等を講じること。

(3) 確定拠出年金税制の見直し

- 確定拠出年金に係る拠出制限を緩和すること。
- 退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

(4) 資産流動化関連税制の拡充

- SPC等を通じた資産流動化における所有権等の移転に係る登録免許税の特例措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成22年3月末）を延長すること。

(5) 新たな形態の取引に係る税制の整備

- イスラム金融について、取引の実質を踏まえた税制上の措置を講じること。

2. 適切な経営環境を確保するために

(1) 貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充

- 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大すること。
- 欠損金の繰越期間（現行7年間）の延長、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間（現行1年間）の延長を図ること。

(2) 国際課税の見直し

- 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長する等、国際課税について適切な見直しを図ること。

(3) 企業グループに関連する税制の見直し

- 企業グループの一体的運営が加速化していることを踏まえ、現行の組織再編・連結納税制度の見直しを含めた企業グループに関連する税制の見直しを図ること。

(4) 公益法人関係税制の整備

- 現行の公益法人等が新制度に円滑に対応できるようにする等の観点から、固定資産税等について適切な措置を講じること。

3. 経済の活性化と課税の適正化のために

(1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 住宅取得、住生活の安定確保および向上を更に進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を図ること。

(2) 印紙税の軽減・簡素化

- 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

(3) 登録免許税の軽減・簡素化

- 登録免許税の税率をその手数料的な性格から、低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。

以 上